

市第 176 号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成25年 2 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市杉田地区 センター	磯子区磯子三丁 目 1 番 41 号	一般社団法人磯子区区民利用 施設協会 会長 渡 部 近 司	平成25年 4 月 1 日か ら平成28年 3 月 31 日 まで
横浜市根岸地区 センター	同	同	同
横浜市滝頭コミ ュニティハウス	同	同	平成25年 4 月 1 日か ら平成26年 3 月 31 日 まで

提 案 理 由

横浜市杉田地区センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）